

第5章 保存管理

第1節 基本的な考え方

本保存管理計画は、宇土城跡を史跡として適切に保護し、次世代へ確実に継承することを目的として、保存管理の基本方針とその方法等を示したものである。このことをふまえ、計画策定にあたっては、宇土城跡の歴史や史跡としての基本的特徴をふまえ、その本質的価値及び周辺環境等の現状を的確に把握する一方、不要な構造物等の調整が必要なものについては、その改善策を提示する必要がある。

また、史跡指定地だけではなく、西岡台南側緩傾斜地の史跡指定地外の関連地域についても、大きな切岸や広い平場が連続する地形を呈し、家臣団屋敷等の宇土城跡に関連した遺構の存在が予測される。また、地元で「モングチ」と呼ばれ、大手があったと伝えられる地点を含んでおり、宇土城跡の構造を総合的に理解するために重要な地域であることから、本地域も計画の対象範囲に含めるものとする。ただし、本地域は民有地であり、現在は住宅や畑地等の農地として利用されていることから、住民生活との調和を図りながら遺構の保護と景観の保全を推進する必要がある。

第2節 史跡としての基本的特徴

宇土城跡は、中世における宇土郡の在地領主であった宇土氏や名和氏が地域支配の本拠とした平山城で、当時の宇土半島における交通結節点に位置する。宇土城を中心に各地の拠点をつなぐ重要な道が存在するなど、肥後中部における中世の政治経済の中心地であり、城下の段原（現在の宇土市街地）や、熊本平野も一望できる眺望に優れた場所に築城された。主郭・千畳敷には、古墳時代において首長居館が立地しており、このことは当地が古来より支配層の地域支配や統治の拠点として重要であったことを如実に示している。

発掘調査の結果、掘立柱建物跡や門跡、横堀跡、竪堀跡等の数多くの遺構を検出するとともに、中世の土器・陶磁器が大量に出土した。未完成であることが判明した千畳敷の横堀は、豊臣軍による九州平定に対する急場備えの普請とみられ、虎口では小西行長の新城築城に起因するとみられる「城破り跡」が残る。九州平定を経て近世へと時代が移り変わる様子が総合的にパッケージされており、戦国末期から近世初頭頃の目まぐるしい政治的・社会的動向を理解するうえで重要な城郭である。

以上を要約すると、宇土城跡の史跡としての基本的特徴は次のとおりである。

■基本的特徴

1. 中世における宇土郡の在地領主宇土氏や名和氏が地域支配の拠点とした平山城。当時の交通結節点に立地し、熊本平野を一望できるほど眺望に優れている。
2. 曲輪や堀、切岸等の城郭関連遺構の遺存状態が良好。主郭「千畳敷」部分には、古墳時代に九州最大規模の首長居館が存在し、中世と同様に地域支配の拠点として機能。
3. 千畳敷を囲む未完成の横堀は、豊臣軍に対する九州平定の急場備えの普請とみられ、虎口には小西行長の新城築城に起因するとみられる「城破り跡」が残る。九州平定を経て近世へと時代が移り変わる様子が総合的にパッケージされた城郭。

第3節 史跡の地区区分と構成要素（図32～35，表11～15）

（1）史跡の地区区分（図32，表11）

宇土城跡の史跡指定地及びその周辺の関連地域について、縄張りや発掘調査の成果、地形的特性等に基づき、史跡指定地内に「曲輪及び周辺ゾーン」、「切岸・帯曲輪ゾーン」、「関連史跡ゾーン」の計3ゾーン、指定地外に「大手及び周辺ゾーン」のあわせて計4ゾーンを設定した。その設定基準は表11のとおりである。

表11 史跡の地区区分

指定地内・外	ゾーン区分	概要
史跡指定地内	曲輪及び周辺ゾーン	西岡台の高位部に位置する曲輪である「千畳敷」と「三城」を中心とするゾーン。これらの曲輪やその周辺には、横堀跡や竪堀跡、掘立柱建物跡、門跡等の宇土城跡の主要遺構が集中的に分布している。現在、発掘調査で検出した掘立柱建物跡や堀跡等の遺構を整備し、公開している。
	切岸・帯曲輪ゾーン	西岡台斜面部を中心に設定したゾーン。切岸や帯曲輪が連続し、かつ面的に広がっている。本ゾーンの西側には、規模が大きな横堀跡（カラホリ）が南北方向に配置されている。
	関連史跡ゾーン	切岸や帯曲輪の他、縄文時代の西岡台貝塚や近世初頭に西岡台南東麓に遷った西岡神宮が立地する等、西岡台の土地利用の歴史を示す関連史跡が所在する。
史跡指定地外	大手及び周辺ゾーン	西岡台南側緩傾斜地に設定したゾーン。大きな切岸や広い平場が連続する地形を呈し、地元で「モングチ」と呼ばれ、大手が存在したと伝えられる地点を含む。

（2）史跡を構成する諸要素（図33～35，表12～15）

前項で設定したゾーンには、**史跡の本質的価値を構成する有益な要素**だけでなく、本質的価値ではないものの**史跡を保存管理するうえで有効な要素**や、**史跡としての価値を損ねる不必要な要素等の保存管理のうえで調整が必要な要素**が混在している。これらの内容を整理すると、以下の3つの要素に分類できる（表12）。さらにこれらの要素について個別的に名称を掲げて説明したのが表13～15である。

①史跡の本質的価値を構成する諸要素（図33，表13）

宇土城跡そのものの本質的価値を直接的に示す要素で、その歴史的価値や意義を示す要素。曲輪や切岸、横堀等の地表面で現在も見ることができる城郭遺構のほか、掘立柱建物跡、門跡等の地下に遺存する遺構や遺物、地形等があげられる。

②史跡の保存管理上有効な諸要素（図34，表14）

保存管理を進める上で史跡の本質的価値を支え、史跡のより良い環境形成に有益な要素。史跡に

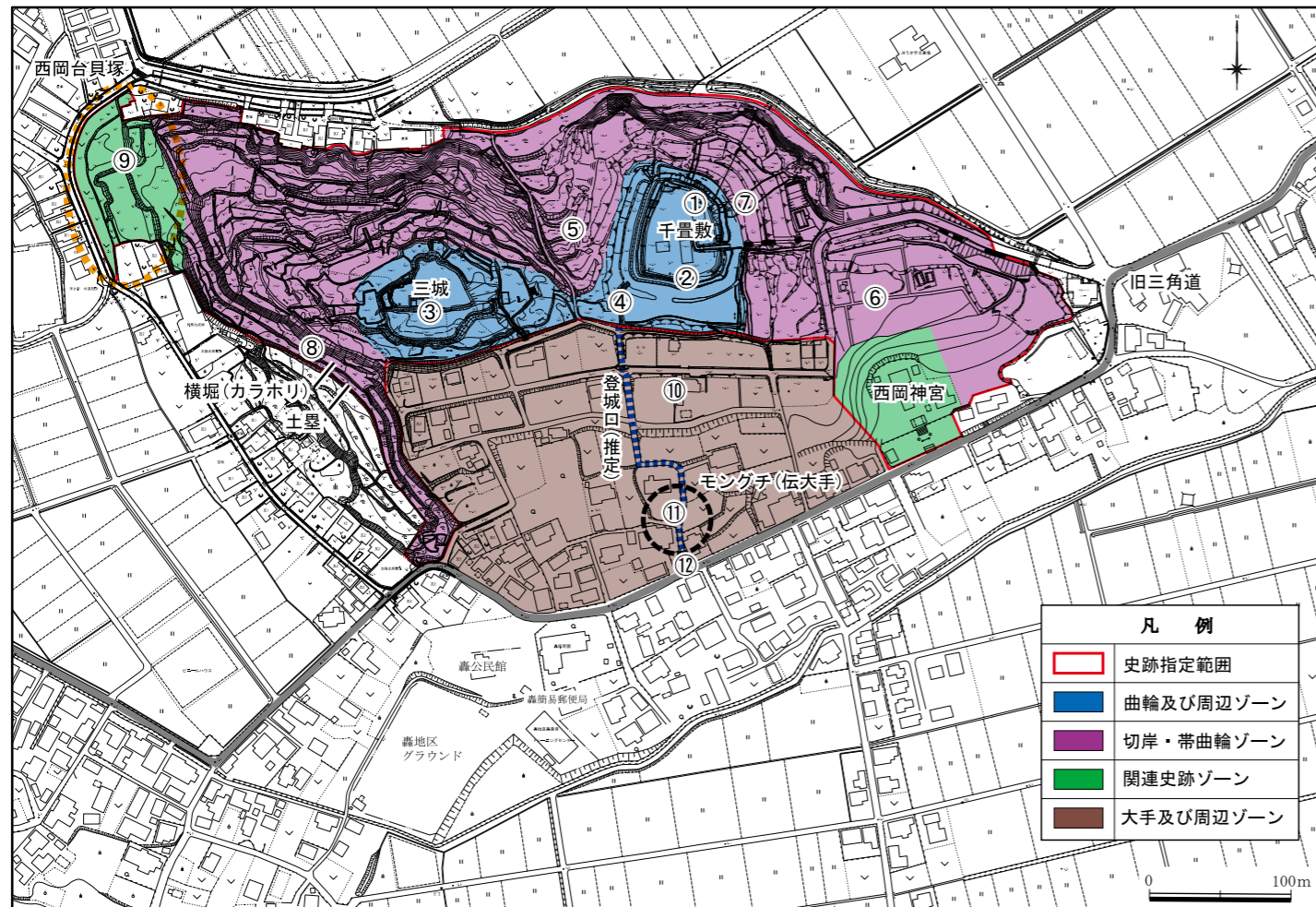


図33 本質的価値を構成する諸要素分布図

表13 史跡の本質的価値を構成する諸要素

指定	ゾーン	名称	写真番号	説明	
指定地内	曲輪及び周辺	千畳敷	① ②	西岡台東側高位部に位置する宇土城跡の主郭（標高38m）。古墳時代の首長居館跡とほぼ重複する場所に立地する。東側に虎口（城門を伴う掘込み式のカギ形通路）があり、曲輪の周囲に横堀や竪堀を配する。発掘調査で、古墳時代首長居館を囲む堀跡や中世の掘立柱建物跡、門跡等の遺構を検出。古墳時代の土師器や中世の土器・陶磁器等が大量に出土した。	
		三城	③	西岡台西側高位部に位置する曲輪（標高39m）。発掘調査で掘立柱建物跡や導水状遺構等を検出。また、三城東側に出入口があり、門跡と道路跡を検出。中世の土器・陶磁器等が出土した。	
		帯曲輪・切岸	④	曲輪周辺の帯曲輪と切岸。千畳敷南側帯曲輪の発掘調査で、千畳敷の外堀にあたる横堀跡と掘立柱建物跡を検出。三城周辺帯曲輪においても掘立柱建物跡を検出。三城北側帯曲輪には、宇土城跡（城山）の改修に伴う石垣に利用されたとみられる大型の矢穴痕がある石材が残る。	
	切岸・帯曲輪	帯曲輪・切岸	⑤	千畳敷と三城を取り巻くように山麓付近まで帯曲輪と切岸が連続する地形を呈する。	
		腰曲輪	⑥	西岡神宮北側の腰曲輪。東西方向に長い平坦面が形成されており、発掘調査で掘立柱建物跡を検出。	
		竪堀跡	⑦	千畳敷北半部に帯曲輪や切岸を分断するような状態で放射状に配された竪堀跡。発掘調査で中世の土器・陶磁器が出土。	
		横堀跡	⑧	宇土城跡西側の南北方向に延びる横堀跡。地元で「カラホリ」と呼ばれている。堀底から門礎とみられる礎石が確認されており、平時には三角道から中世に湊（宇土津）が存在した椿原（宇土市椿原町）へ抜ける道としても利用された可能性がある。	
		関連史跡	帯曲輪・切岸	⑨	西岡台西端部の西岡台貝塚周辺には、比較的高さのある切岸と帯曲輪がある。
			大手及び周辺	⑩	西岡台南側の緩傾斜地において、面積が広い帯曲輪と切岸が麓に向かって連続した地形を呈する。旧三角道に面し、家臣団等の居住地として利用されていた可能性がある。
	指定地外	大手及び周辺	大手推定地	⑪	「モングチ」と呼ばれ、大手と伝わる地点。登城口と推定される西岡台南麓の旧三角道から北へ分岐するルート上に位置する。
		大手及び周辺	登城口推定ルート	⑫	旧三角道から北へ分岐し、「モングチ」を経て宇土城跡の曲輪へ向かう道路。旧三角道と千畳敷や三城をつなぐルートとみられる。

表14-1 史跡の保存管理上有効な諸要素

指定	ゾーン	名称	番号	説明
史跡指定地内	曲輪及び周辺	遺構復元施設	① ②	保存整備事業に伴い遺構等を復元整備した施設。千畳敷では、横堀跡や虎口、門(腕木門)、柵列等を復元。虎口付近では、城破りに用いられた石塔を野外展示している。三城では、導水状遺構と当時存在したと推定される土塁を復元。
		遺構表示施設	③ ④	保存整備事業に伴い遺構表示した掘立柱建物跡や柵列跡。千畳敷では、掘立柱建物跡を3棟表示(うち1棟は東屋として活用)と柵列跡を平面表示。三城では、掘立柱建物跡3棟を表示。
		木橋	⑤	千畳敷北側の堅堀状遺構により帯曲輪が途切れる部分に設置した木橋。導線を確保するうえで有効。
		ベンチ	⑥	便益施設として設置。散策時の休憩等で利用されている。
		案内サイン	⑦	宇土城跡の縄張りや発掘調査の成果等を記した案内サインを設置。
		解説サイン	⑧	千畳敷及び周辺では、掘立柱建物跡や横堀跡、石塔を用いた城破り等の解説用として6基設置。三城及び周辺では、掘立柱建物跡や導水状遺構の解説用として計3基、石塔展示施設横に1基設置。
		植栽	⑨	地表面や斜面の保護として野芝を張っているほか、修景や転落防止等の安全対策を兼ねて千畳敷周縁や帯曲輪端部にヒラドツツジやコクチナシ等を植樹。
		国指定史跡石柱	⑩	国指定史跡であることを示すために設置した石柱。
		石塔展示施設	⑪	千畳敷周辺の発掘調査や表面採集された石塔の一部を野外展示するために建設された施設。
		園路	⑫	発掘調査で検出した道路跡に保護盛土し、三城へ上るための園路として活用している。
	電気・排水システム設備		夜間の防犯用照明に必要なため、千畳敷東屋北側に分電盤を設置。また、集中豪雨による切岸の崩落防止等のため、曲輪周縁部等に暗渠排水施設を設置。	
	切岸・帯曲輪	山下神社	⑬	西岡台北東斜面に位置する。西岡神宮の末社で、地元で「ミョウケンサン」(妙見さん)と呼ばれている。
		防空壕跡	⑭	山下神社隣接地の法面にある防空壕(2基)。
		石垣	⑮	近世以降、土留めや耕作地の整備等を目的として設けられた石垣。斜面部の崩落を防いでいる。
		遺構表示施設	⑯	保存整備事業に伴い遺構表示した掘立柱建物跡。2時期にわたる建物の重複状況を平面表示で表現している。
		野外展示施設	⑰	発掘調査で検出した古墳時代の箱式石棺を野外展示している。
		東屋・水飲場	⑱	便益施設として西岡神宮北側腰曲輪に東屋と水飲場を整備している。
		ベンチ		便益施設として設置し、散策時の休憩等で利用されている。

表14-2 史跡の保存管理上有効な諸要素

指定	ゾーン	名称	番号	説明
指定地内	切岸・帯曲輪	トイレ	⑱	保存整備基本計画で設定した多目的広場に位置する。男性用と女性用のトイレのほか、車いすの方でも利用できる多目的トイレを配置している。
		案内サイン	⑳	多目的広場と西岡神宮北側の腰曲輪に1ヶ所ずつ設置。宇土城跡の歴史や縄張り、発掘調査の成果等を記載している。
		多目的広場		千畳敷東側市道沿いの平坦地を利用した広場。トイレや案内サインが位置している。
		解説サイン		西岡神宮北側腰曲輪周辺で検出した掘立柱建物跡や土師質土器埋納土坑等に関する解説サインを設置している。
		植栽	㉑	地表面や切岸の保護として野芝を張っているほか、修景や転落防止等の安全対策を兼ねてヒラドツツジやヤマブキを植栽している。また、緑陰樹としてアラカシやケヤキ等を部分的に植栽したほか、西岡神宮との隣接地に梅林がある。西岡台北麓には、市の花であるアジサイを植樹している。
		園路		カラーアスファルトで園路を整備している。里道上に整備しており、史跡内の導線としての役割も果たしている。
		消防ホース格納箱	㉒	火災時の消火活動に使用するホースを収めている。
		コンクリート擁壁	㉓	過去の豪雨災害で法面が崩落したことから、地滑り対策や史跡隣接地の人家の安全対策のため、コンクリート擁壁等で災害復旧工事を行っている。
	電気・排水系統設備		夜間の防犯用照明を2箇所を設置。また、雨水排水対策のためU字溝や暗渠排水等の排水施設を整備している。	
	関連史跡	西岡台貝塚	㉔	縄文時代の貝塚。発掘調査で堅果類（ドングリ）の貯蔵穴を検出。
		西岡神宮	㉕	和銅6（713）年、春日大神と住吉大神を祀って創建されたと伝わる。永承3（1048）、八幡大神を合祀し、三宮大明神となった。元は現在の宇土市街地付近に位置したが、慶長6（1601）年に現在地に遷った。社務所に歴史資料館が併設されており、西岡神宮の収蔵資料や宇土市の歴史に関する解説パネル等が展示されている。
		石垣		西岡神宮裏手の斜面部にある石垣。斜面部の崩壊を防いでいる。
		遊歩道		西岡神宮西側から北へ延びる遊歩道。史跡整備された西岡神宮北側地区や千畳敷に向かうルートとして利用されている。
指定地外	大手及び周辺	弁天さん（石祠）		「モングチ」付近に位置する石祠。弁才天の仏像2体が板で仕切られた状態で祀られている。

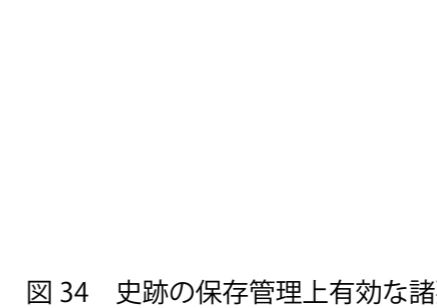
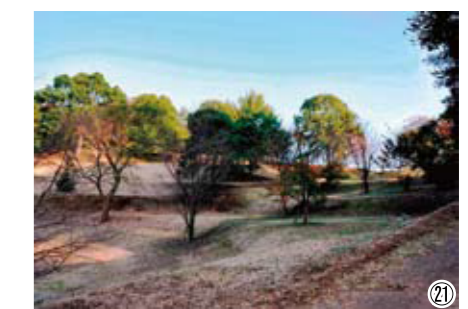
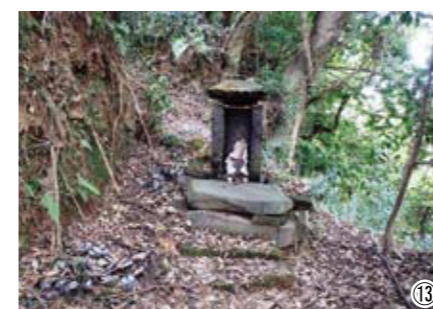
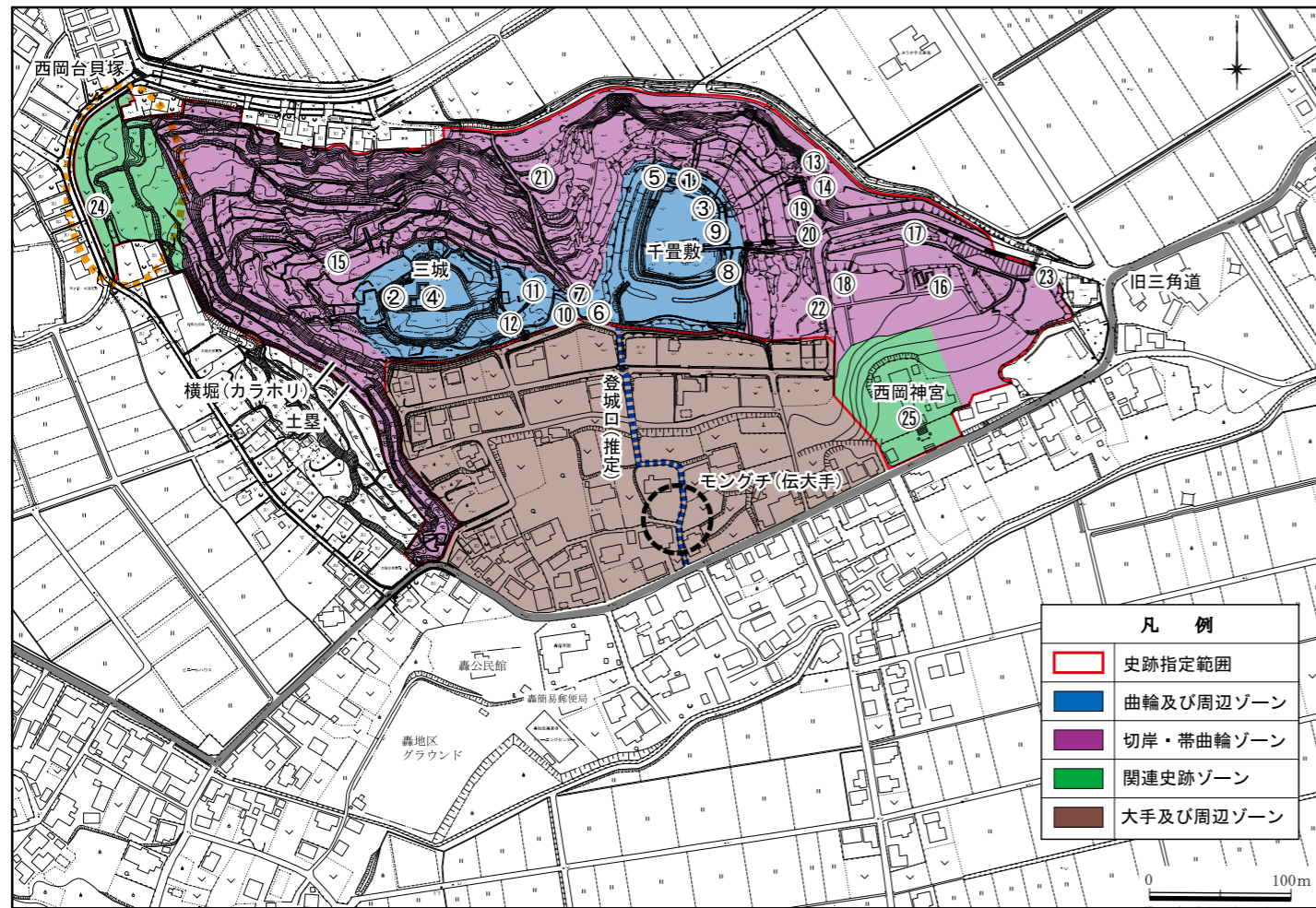


図 34 史跡の保存管理上有効な諸要素配置図

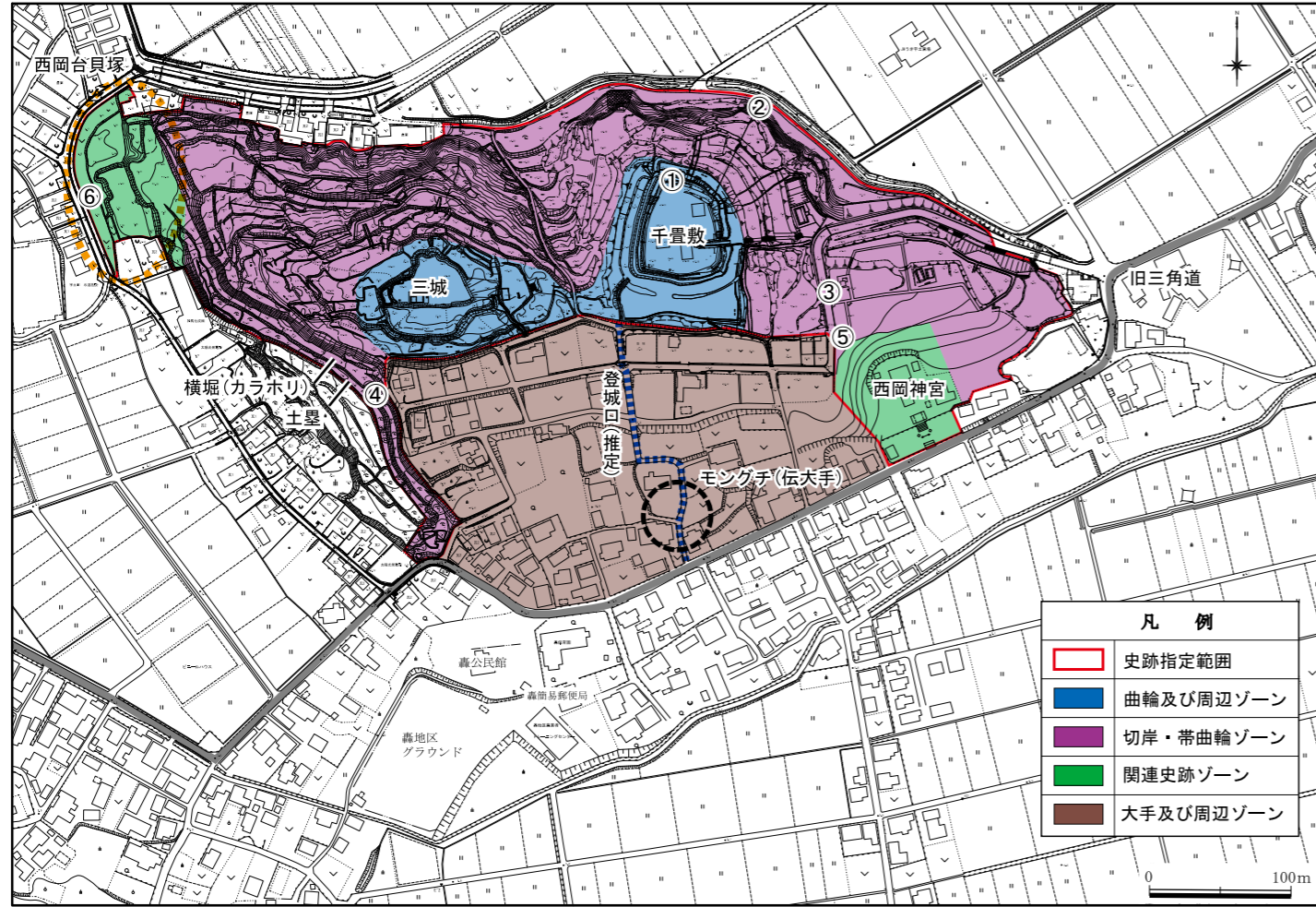


表15 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素

指定	ゾーン	名称	番号	説明
指定地内	曲輪及び周辺	史跡に不要な植物	①	竹類やカズラ類は、景観や眺望を阻害している。
		給水ポンプ小屋	②	現在の史跡指定地が民有地だった頃、農作物に与える水を汲み上げていた施設。
	史跡に不要な植栽	③	西岡神宮北側市道沿いのヒラドツツジは、城跡の地形にそぐわない場所に植栽しており、本来の地形が認識しづらい。	
	史跡に不要な植物	④	竹類やカズラ類は、景観や眺望を阻害しており、特に横堀跡(カラホリ)では竹類が密生している。西岡台北側(千畳敷北側)では、樹木が繁茂し、眺望の妨げになっている。その他、人為的に植えられたスギ、キリ等の当地の植生にそぐわない樹木がある。	
	史跡に不要な電柱	⑤	西岡台北側腰曲輪に地元自治会が設置した木製電柱と、千畳敷南東側の市道沿いにある電柱。	
関連史跡		史跡に不要な電柱	⑥	史跡指定地西端に位置する電柱。



図35 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素配置図

第4節 保存管理の基本方針

宇土城跡を史跡としての本質的価値を損なうことなく恒久的に保護するとともに、その価値を高め、地域のシンボルとして市民に親しまれる史跡として次世代へ確実に継承することを目的として、保存管理に関する次の基本方針を掲げる。

①城郭遺構の恒久的な保存

曲輪や切岸、堀、土塁等の地表上で視覚的に認識できる遺構のほか、地下に埋没している遺構や遺物等、宇土城跡の本質的価値を構成するものについては、現状を維持するとともに、遺構の劣化や人為的要因・自然要因等で、き損することがないように適切に保存し、後世に継承する。また、史跡の本質的価値を損なう諸要素を取り払うことにより、史跡が本来持つ価値をより明確にする。

②史跡及び周辺地域の景観と防災面に配慮した保存管理

自然環境の適正な保存管理を行い、史跡の景観を損ねる竹類等の伐採や定期的な維持管理等を通じて史跡及び周辺地域の景観を保全し、より良い修景に努める。また、かつては熊本平野を一望できるほど眺望に優れていたことから、史跡内や周辺地域からの良好な眺望を確保することで、往時の眺望を再現し、地域のシンボルとしての宇土城跡の価値を高める。

また、史跡指定地の広範囲に切岸が分布するほか、西岡台北側や西側の一部は急傾斜地となっており、集中豪雨による土砂災害等によって住民の生命や財産に危害が及ぶおそれがある。また、樹木が密生している地域では森林火災の発生も懸念されることから、防災面についても十分配慮した保存管理を行う。

③史跡指定地の公有化と史跡指定地外区域の保全

恒久的な史跡の保護と景観の保全を図るため、史跡指定地内における民有地等の公有化を積極的に推進する。

また、史跡指定地外である西岡台南側緩傾斜地についても、大きな切岸や広い平場が連続する地形を呈し、家臣団屋敷等の宇土城跡に関連した遺構の存在が予測される。本地域は、宇土城跡の構造を総合的に理解するために重要な地域であることから、その実態を把握するため、必要に応じて範囲確認調査を実施するとともに、史跡指定地と連携させながら一体的に保存管理を進める。

④地域住民等との協働による保存管理

宇土城跡を恒久的に保存するためには、行政だけでなく地域住民や関連団体等との市民協働による取組みが不可欠である。地域住民や地権者に理解を促し、可能な限り現状の維持に努めるとともに、市民参加のもと関係機関と連携しながら、円滑に史跡の保存管理を推進できる体制を構築する。

第5節 ゾーン別の保存管理方針と方法

先に設定した宇土城跡の各ゾーンは、城郭遺構の密度や内容、自然環境、社会環境等に相違があることから、宇土城跡の保存管理を適切に行うためには、各ゾーンの現状に合わせた方針・方法を提示する必要がある。各ゾーンの保存管理方針及び方法は、次のとおりとする。

(1) 曲輪及び周辺ゾーン

①保存管理方針

本ゾーンは、宇土城跡の本質的価値を構成する要素が集中しており、宇土城跡の中核といえる区域であるとともに、千畳敷周辺には古墳時代の首長居館に伴う遺構や遺物を包含する。これらの遺構や地形の厳格な保存を第一として現状を維持するとともに、樹木等の定期的な維持管理や景観を損ねる植物を除去し、景観の保全に努める。

また、整備に伴う遺構復元施設や解説サイン等、保存管理上有効な諸要素も数多く分布しており、これらの維持管理も十分考慮した保存管理を行う。

②保存管理方法

【維持管理】

- 日常的に巡回を行い、史跡の現状把握に努める。
- 史跡の見学に適した環境整備や良好な修景の維持のため、定期的に除草・清掃や樹木の枝剪定、倒木の除去等を行うとともに、樹木に絡みつ়くカズラ類等の史跡景観に影響を与える植物を除去する。
- 強風による倒木や樹根繁茂等により遺構の損壊が発生する可能性があるため、景観の保全や自然地形の維持に影響がないよう留意しながら、必要に応じて樹木伐採等の植生管理を行う。

【安全・防災対策】

- 曲輪等の高所からの転落事故を防ぐため、必要に応じて安全柵を設置したり、定期的な樹木の維持管理を行って高所周辺の見通しを良くする等、来訪者の安全確保に努める。
- 史跡整備に伴う施設が集中していることから、定期的に保守点検や安全確認を行うとともに、老朽化が著しく、現状のままでは危険と判断される施設については、見学者の立ち入りを制限し、撤去を検討する。
- これまで実施した保存整備事業で排水関連施設を整備しているが（図36）、今後、新たな整備が必要と判断される場合は、専門家による指導や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。
- 集中豪雨による土砂災害に備えるため、排水溝や集水桝の点検を定期的に行い、排水機能を維持する。崖崩れ等の災害が発生した場合は、周辺への立ち入りを制限する等、速やかに安全確保に努める。
- 火災予防を啓発する注意札を設置するとともに、火災発生時の被害を最小限に抑えるために消防水利等の確保を図る（図37）。

【保存修理、復旧】

- 切岸の崩落が想定される地点を把握して経過を観察する。集中豪雨等により崖崩れが発生した場合の地形の修復・復旧にあたっては、専門家による指導や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。
- 史跡整備で設置した施設については、日常の維持管理の他、10年ごとに細かく点検し、修理・復旧等が必要と判断された場合は、必要に応じて対応する。また、再整備や撤去等が必要と判断された場合、保存整備検討委員会等による指導・助言や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。

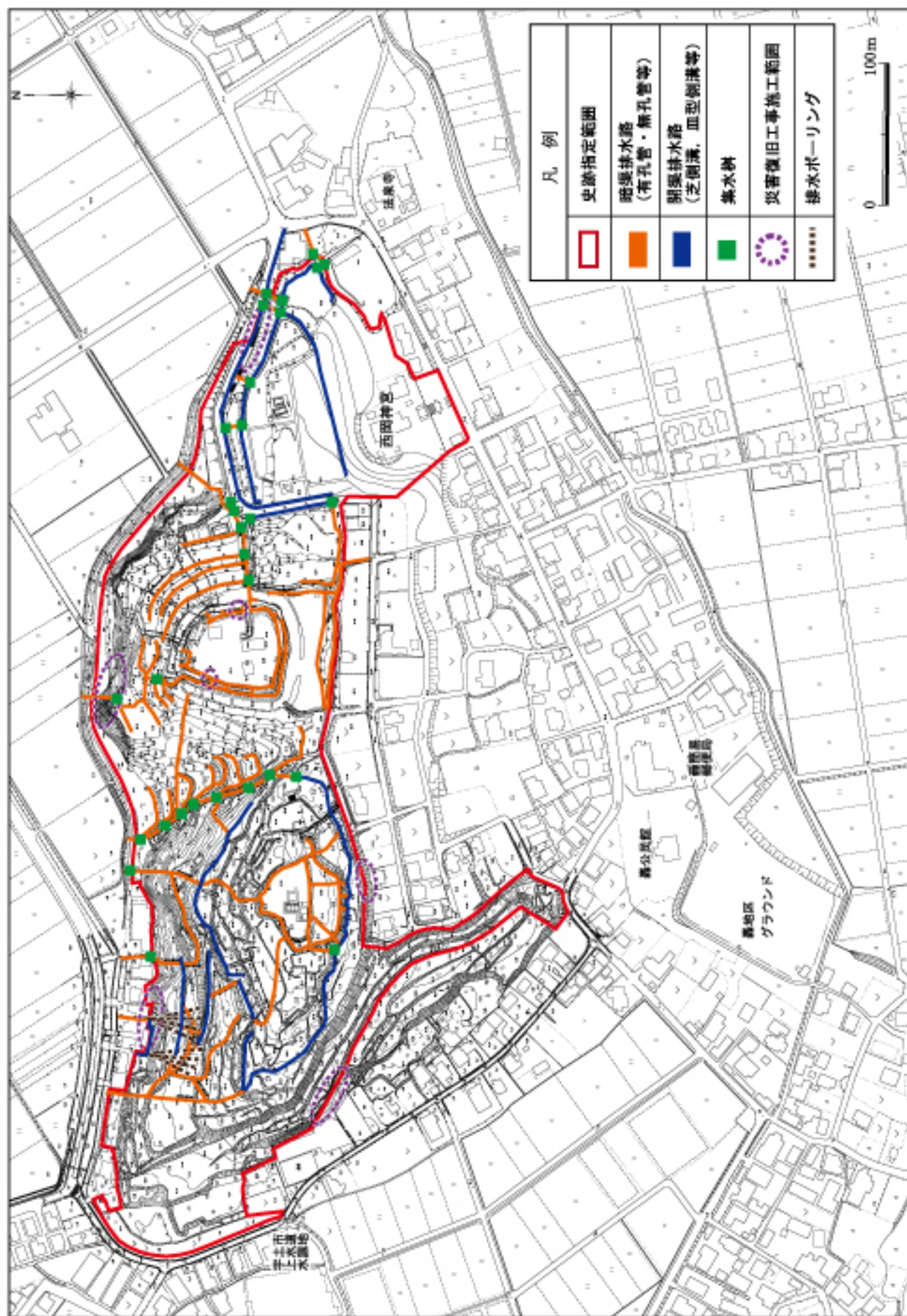


図 36 宇土城跡排水対策等施設配置図

(2) 切岸・帯曲輪ゾーン

①保存管理方針

曲輪及び周辺ゾーンに次いで宇土城跡の本質的価値を構成する要素が位置しており、遺構や地形の厳格な保存を第一とし、現状維持に努める。

また、本ゾーンは切岸が連続する地形を呈し、区域北側や西側の一部は急傾斜地のため崖崩れ等の災害の発生が懸念される。特に区域北西側及び西側は住宅や工場が近接していることから、安全・防災面にも十分配慮した保存管理を行う必要がある。その他、区域内の民有地については、恒久的な史跡の保護の観点から土地公有化を目指すものとする。

②保存管理方法

【維持管理】

- 日常的に巡回を行い、史跡の現状把握に努める。
- 史跡の見学に適した環境整備や良好な修景の維持のため、定期的に除草・清掃や樹木の枝剪定、倒木の除去等を行うとともに、樹木に絡みつくカズラ類や当地の植生にそぐわないスギ、キリ等の史跡景観に影響を与える植物を除去する。
- 強風による倒木や樹根繁茂等により遺構の損壊が発生する可能性があるため、景観の保全や自然地形の維持に影響がないよう留意しながら、必要に応じて樹木伐採等の植生管理を行う。特に西岡台北側や同西側の横堀跡（カラホリ）周辺等の樹木や竹類の密生地は、眺望の妨げとなっているが、後述のとおり実施にあたっては安全・防災面に配慮するものとする。
- 区域北東に位置する山下神社は社寺有地であり、かつ史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、西岡台の土地利用の歴史を知るうえで有効な要素であることから、現在、維持管理を行っている西岡神宮や神馬町馬場区住民と連携しながら保存に努める。
- 農業用給水ポンプ小屋は撤去し、史跡に不要な電柱は史跡指定地外へ移設する。

【安全・防災対策】

- 史跡整備に伴う施設が数多く分布することから、定期的に保守点検や安全確認を行うとともに、老朽化が著しく、現状のままでは危険と判断される施設については、見学者の立ち入りを制限し、撤去を検討する。
- 昭和56年度から開始した宇土城跡の保存整備事業に伴い排水関連施設を整備しているが、区域西側の横堀跡（カラホリ）部分は未整備である（図36）。今後、水系調査等を行い、必要に応じて排水設備を検討する。
- 集中豪雨による土砂災害に備えるため、排水施設や集水柵の点検を定期的に行い、排水機能を維持する。崖崩れ等の災害が発生した場合は、周辺への立入りを制限する等、速やかに安全確保に努める。
- 史跡北側や横堀跡（カラホリ）周辺等の樹木密生地は、眺望の妨げとなっているだけでなく、火災発生も懸念されるため、計画的に伐採を行うものとする。ただし、傾斜地の樹木については、伐採後に崖崩れを誘発する恐れがあるため、専門家と協議・検討したうえで実施する。
- 史跡周辺に山林火災の予防を啓発する注意札を設置するとともに、火災発生時の被害を最小限に抑えるために消防水利等の確保を図る（図37）。

【保存修理、復旧】

- 切岸や急傾斜地の崩落が想定される地点を把握して経過を観察する。集中豪雨等により崖崩れ

が発生した場合の地形の修復・復旧にあたっては、専門家による指導や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。

- 史跡整備で設置した施設については、日常の維持管理の他、10年ごとに細かく点検し、修理・復旧等が必要と判断された場合は、必要に応じて対応する。また、再整備や撤去等が必要と判断された場合、保存整備検討委員会等による指導・助言や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。

(3) 関連史跡ゾーン

①保存管理方針

本ゾーンには、縄文時代の貝塚である西岡台貝塚や西岡神宮が立地しており、史跡内における土地利用の歴史を知るうえで保存管理上有効な要素を含む区域である。西岡台貝塚周辺では切岸や帯曲輪が確認でき、これらの遺構や地形の厳格な保存を第一とし、現状維持に努めるものとする。

西岡神宮所有地については、宇土城跡廃城後の近世初頭に現在地へ遷移し、長年にわたって地域住民の信仰の対象となってきた歴史があることから、行政と西岡神宮が協働で保存管理に取り組むものとする。なお、西岡神宮の年中行事については、巻末の「資料編」に掲載している。

②保存管理方法

【維持管理】

- 日常的に巡回を行い、史跡の現状把握に努める。
- 史跡の見学に適した環境整備や良好な修景の維持のため、定期的に除草・清掃や樹木の枝剪

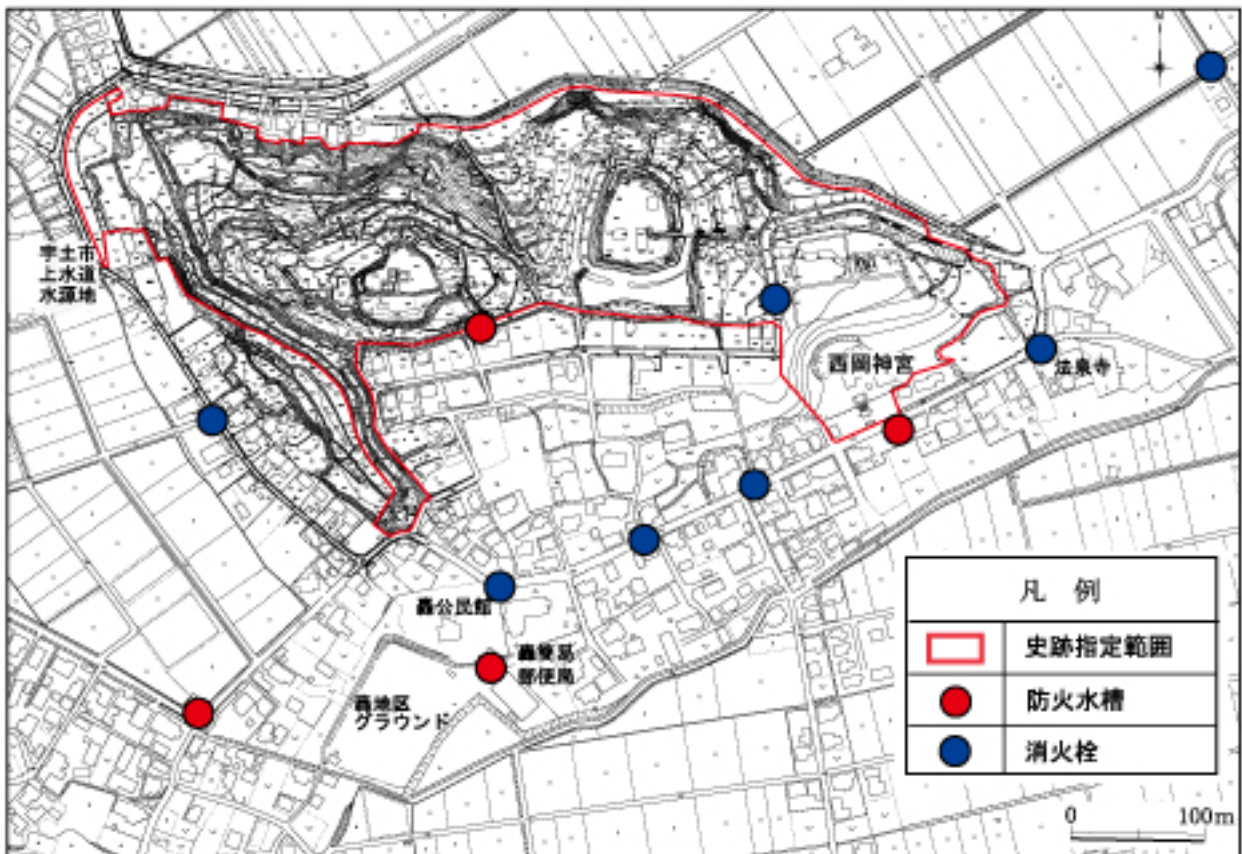


図 37 宇土城跡周辺防火水槽及び消火栓位置図

定、倒木の除去等を行うとともに、樹木に絡みつ়カズラ類等や当地の植生にそぐわないスギ等の史跡景観に影響を与える植物を除去する。なお、西岡神宮については、同宮と協議し、必要に応じて実施する。

- 西岡神宮の日常的な維持管理については、遺構の保護や景観の保全等に留意しながら同宮が行うものとする。
- 強風による倒木や樹根繁茂等により遺構の損壊が発生する可能性があるため、景観の保全や自然地形の維持に影響がないよう留意しながら、必要に応じて樹木伐採等の植生管理を行う。
- 史跡に不要な電柱は史跡指定地外へ移設する。

【安全・防災対策】

- 本ゾーンの史跡指定地北西部（西岡台貝塚周辺）は、排水施設が未整備であり、集中豪雨により切岸や急傾斜地が崩落するおそれがある。今後、新たな排水施設の整備が必要と判断される場合は、専門家による指導や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。
- 史跡周辺に火災予防を啓発する注意札を設置するとともに、火災発生時の被害を最小限に抑えるために消防水利の確保を図る。

【保存修理、復旧】

- 切岸や急傾斜地の崩落が想定される地点を把握して経過を観察する。地形の修復・復旧にあたっては、専門家による指導や新たな整備基本計画の策定等の過程を経て実施する。
- 西岡神宮において建築物や工作物の設置、施設の改修・修繕等の必要が生じた場合等、速やかに協議し、その対応について検討する。

（４）大手及び周辺ゾーン

①保存管理方針

本ゾーンは史跡指定地外であり、ほぼ全て民有地（公共用道路や里道を除く）であるが、宇土城跡の構造を総合的に理解するために重要な地域である。このことから、地域住民や土地所有者等に周知・啓発を行い、遺構や地形の保存と景観保全に対する理解を促し、現状の維持に努め、史跡指定地と連携させながら一体的に保存管理を進めるものとする。

なお、本ゾーンの全域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれていることから、開発行為等に対して遺構を損なうことがないよう関係者と十分協議し、遺構の保護と景観保全に努める。

②保存管理方法

【周知・啓発】

- 地区の回覧板や地区住民の総会等で、宇土城跡の歴史や発掘調査の成果等に関する説明を行い、宇土城跡の遺構の保護と景観保全への理解を促す。また、西岡神宮の協力を得て、同宮の歴史資料館を活用し、宇土城跡に関する企画展を開催する等、周知・啓発に努める。
- 地域住民に対し、宇土城跡を構成する重要な区域であることを周知するため、宇土城跡の範囲等を示した説明サインを地区公民館や西岡神宮等に配置する。あわせて、区域内の埋蔵文化財包蔵地を示し、その範囲や手続き等の内容を記載する。

【維持管理】

- 日常的に巡回を行い、区域内の現状把握に努める。
- 現在、住宅地や畑地として利用されている平坦地は、建物遺構等の埋蔵文化財の存在が予想さ

れることから、開発行為等については関係者と十分協議し、遺構の保護と景観保全に努める。

第6節 保存管理上調整が必要な諸要素の移設・撤去 (表16)

史跡の保存管理上調整が必要な諸要素は、史跡指定地内の各ゾーンに分布しており、特に切岸・帯曲輪ゾーンに集中している。比較的短期に対応可能なものから、移設・撤去までに時間を要する施設等があることから、それぞれの状況に応じて**短期**（保存管理計画策定から概ね3年以内実施可能）、**中期**（同10年以内実施可能）、**長期**（同15年以内実施可能）の3段階に分類し、移設・撤去の準備が整い次第、随時対応するものとする。

表16 保存管理上調整が必要な諸要素の移設・撤去計画表

計 画	ゾーン ・ 名 称	史跡内から移設	史跡内から撤去
短 期 (3年以内)	ゾ ー ン		曲輪及び周辺, 切岸・帯曲輪
	名 称		史跡に不要な植物 (カズラ類)
中 期 (10年以内)	ゾ ー ン	切岸・帯曲輪, 関連史跡	切岸・帯曲輪
	名 称	史跡に不要な電柱	史跡に不要な植物 (竹類・スギ・キリ等) 史跡に不要な植栽 (城跡の地形にそぐわない場所に植えられたヒラドツツジ)
長 期 (15年以内)	ゾ ー ン		切岸・帯曲輪
	名 称		給水ポンプ小屋

第7節 土地公有化の方針

史跡指定地にかかる土地の公有化は、史跡の保護の上で有効な方法であるため、公有化を積極的に推進しなければならない。

宇土城跡の史跡指定面積101,613.24㎡ (31筆)のうち、公有地 (25筆) が91,768.24㎡と90.31%を占め、続いて社寺有地 (2筆) が5,762㎡ (5.67%)、民有地 (4筆) が4,083㎡ (4.02%)である (表8)。土地の公有化は、昭和54年3月の史跡指定後に積極的に行ってきたが、民有地については4筆の公有化が実現していない。それらについては公有化計画を立て、緊急度の高いものから順次公有化を目指すものとする。また、西岡神宮と同宮が管理する山下神社については、長年にわたって地域住民の信仰の対象となってきた歴史があることから、行政と西岡神宮が協力して保存管理に取り組むこととし、原則として土地の公有化は行わない。

なお、史跡指定地外の大手及び周辺ゾーンについては、宇土城跡の構造を総合的に理解するために重要な地域であることから、将来的に追加指定を検討する区域と位置付けているため、本区域の史跡指定が実現した場合、必要に応じて土地の公有化を実施するものとする。ただし、追加指定の前提として本区域の城郭遺構の実態を把握するとともに、価値付けが必要であることから、当面は

開発行為に伴う確認調査等や必要に応じて保存目的の範囲確認調査を行い、遺構の分布状況等の実態把握に努めるものとする。

第8節 現状変更等の取扱い（表17，図38）

（1）史跡指定地内の現状変更等について

史跡指定地において現状を変更する行為については、原則として文化庁長官の許可を必要としている。史跡の現状変更等に直接関連する法令は、文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）、同第168条（国に関する特例）、文化財保護法施行令第5条（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）である。これらの法令をふまえ、史跡指定地内の現状変更等の取扱いについて次のように定める。なお、巻末の「資料編」に上記法令の条文を掲載している。

（2）現状変更等の取扱い基準

①次の行為については、現状変更等は認めない。

- 史跡の滅失、き損または衰亡させるおそれがある行為等、遺構の保存に影響を及ぼし、史跡が持つ本質的価値を損なう行為。
- 史跡の保存管理、整備活用、学術調査、安全・防災、災害復旧以外の目的で、地形を改変する行為。
- 史跡の保存管理、整備活用、学術調査、安全・防災、災害復旧以外の目的で、史跡の景観を阻害、もしくは著しく減じるおそれがある行為。

②現状変更等を認める場合は、以下の取扱いを原則とする。

- 遺構の保存や景観の保全を前提とした整備活用、安全・防災等を目的とした行為。ただし、その実施にあたっては、その本質的価値に影響を及ぼすことがないように留意する。
- 地形の改変を伴う現状変更等については、事前調査を行い、遺構の保存に影響を及ぼさないことが確認された場合は認めるものとし、実施にあたっては原状復旧を原則とする。
- 水害や震災等の非常災害のために必要な応急措置を執る必要が生じた場合、その行為が遺構の保存に与える影響が軽微な場合は文化庁長官の許可は要しない。

③現状変更等にかかる留意事項

- 史跡指定地の現状変更等の実施にあたっては、その内容について関係者と詳細に検討・協議する等、十分に調整を図るものとする。
- 史跡内の草刈や支障枝の選定等の日常的な植生な手入れや施設等の維持管理、道路・園路の管理、建築物・工作物等の保守点検作業及び修繕等の日常的な史跡の維持管理行為については、現状変更等の許可を要しない。ただし、その実施にあたっては、史跡の保存と景観の保全に留意する。
- 「大手及び周辺ゾーン」については、史跡指定地外であるため現状変更等許可申請は必要とせず、文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱う。ただし、将来的には追加指定を検討する地域であることから、遺構や景観に極力影響を与えないよう関係者と十分に調整・協議を行うものとする。

表17 史跡指定地及び史跡指定地外の現状変更等の取扱い一覧

区分	史跡指定地		史跡指定地外	
	曲輪及び周辺ゾーン 切岸・帯曲輪ゾーン	関連史跡ゾーン	大手及び周辺ゾーン	
現状変更等の方針	史跡の保存管理，整備活用，学術調査，安全・防災，災害復旧以外は原則として認めない。	史跡の保存管理，整備活用，学術調査，安全・防災，災害復旧，西岡神宮の管理運営以外は原則として認めない。	宇土城跡の保存と地域社会との共存に努め，遺構の保護や景観に影響を与えないように調整を図る。なお，周知の埋蔵文化財包蔵地であるため，関連する文化財保護法が適用される。	
現状変更等に関する取扱い	建築物（新築・増築・改築・除却）	史跡の保存管理や整備活用上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	史跡の保存管理や整備活用，西岡神宮の管理運営上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	住宅や工場，防災施設等の建造物に関する新築・増築・改築・除却等は原則として規制しない。ただし，規模や施工方法等について事前に協議し，遺構の保護や景観の保全に理解を求める。
	工作物（新築・増築・改築・除却） ※埋設物含む	史跡の保存管理や整備活用上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	史跡の保存管理や整備活用，西岡神宮の管理運営上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	住民生活に必要な電柱，看板，標識，ガードレール等の新設や改修，撤去は原則として規制しない。ただし，施工方法等について事前に協議し，遺構の保護や景観の保全に理解を求める。
	道路（敷設・改良）	新設は原則認めず，現状維持を基本とする。ただし，史跡の保存管理，整備活用，安全・防災，災害復旧に伴う仮設路については，遺構の保護と事業終了後の撤去を前提に認める。	新設は原則認めず，現状維持を基本とする。ただし，史跡の保存管理，整備活用，安全・防災，災害復旧，西岡神宮の管理運営に伴う仮設路については，遺構の保護と事業終了後の撤去を前提に認める。	新設及び既設道の改修は，原則として規制しない。ただし，施工方法等について事前に協議し，遺構の保護や景観の保全に理解を求める。
	樹木（植樹・伐採・除根）	史跡の整備活用に伴う樹木の植栽や伐採，除根については，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	史跡の整備活用や西岡神宮の管理運営上必要な樹木の植樹や伐採，除根については，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。	植樹や伐採，除根は原則として規制しない。ただし，遺構の保護や景観の保全に理解を求める。
	地形の改変	本来の地形の復原，史跡の整備活用，学術調査，安全・防災，災害復旧上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。ただし，現状復旧を原則とする。	本来の地形の復原，史跡の整備活用，学術調査，安全・防災，災害復旧，西岡神宮の管理運営上必要なもので，史跡の本質的価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合のみ認める。ただし，現状復旧を原則とする。	住民の生活と生産活動に必要な行為で，小規模な土地の形質変更，農地の新設及び既存農地の改修等は，原則として規制しない。ただし，遺構の保護や景観の保全に理解を求める。

※現状変更の取扱いについて疑義が生じた場合，市教育委員会と協議・調整を行う。

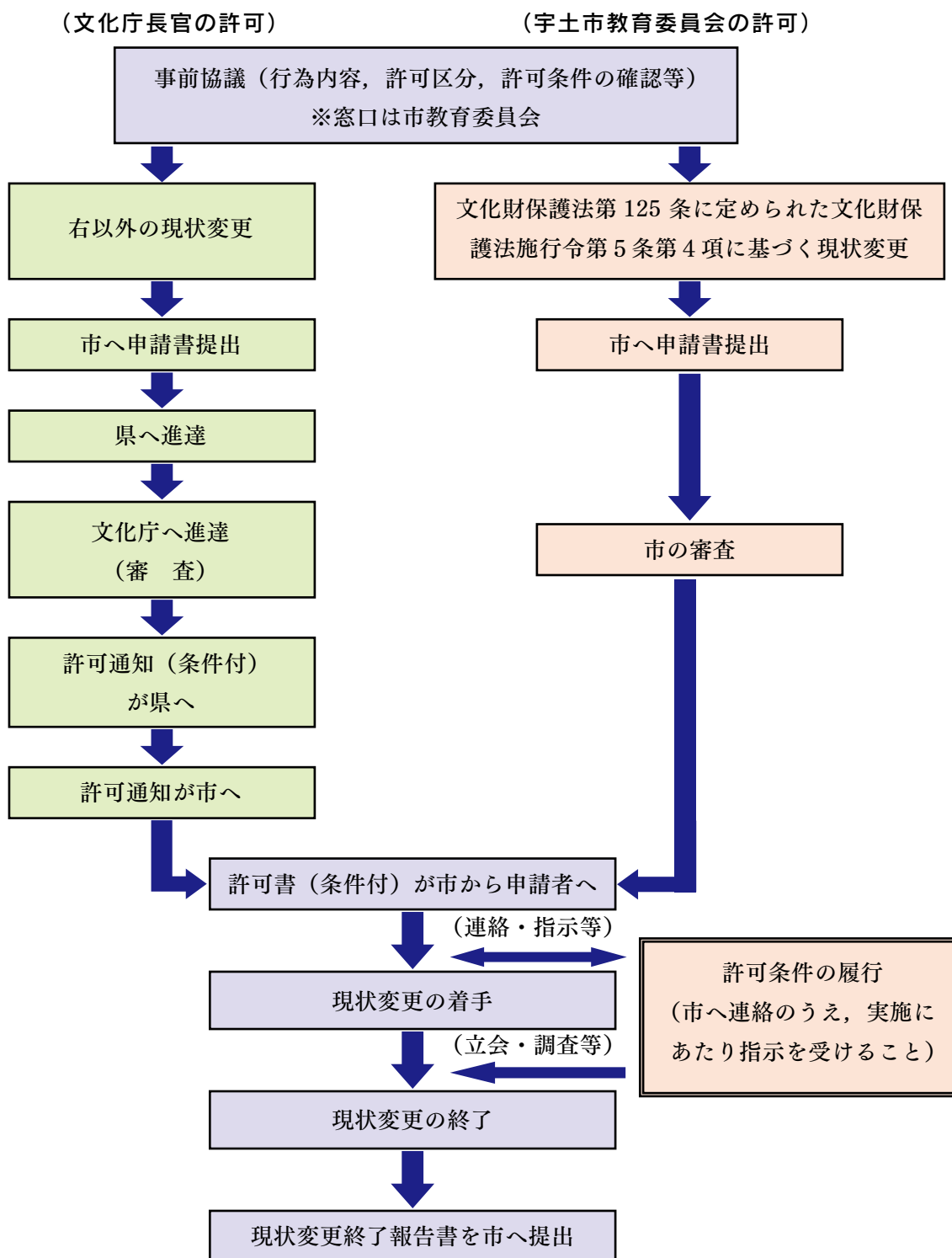


図 38 現状変更等の手続きの流れ